

京都市交通局管理規程 2-10 (京都市交通局事業所規程) の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第21条第1項中「(以下「所長」という。)」を削る。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第44条第1項中「建設事務所」を「建設室建設事務所(以下「建設事務所」という。)」に改める。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)